

## 一般社団法人ジェイス会員規則 細則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ジェイス(以下「当法人」という。)定款第39条の規定に基づき、会員制度の運営細則について定めることを目的とする。

### (会員の種類)

第2条 会員の種類は、活動会員(個人)と活動会員(団体)とする。

- (1) 活動会員(個人): 当法人の目的に賛同し、個人として入会した者
- (2) 活動会員(団体): 当法人の目的に賛同し、団体として入会した者で、当該団体に所属する者のうち3名以内が当法人の活動に参加することができる。

### (会員の資格要件)

第3条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 当法人の目的に賛同する者であること
- (2) 反社会的勢力に該当しないこと、またはこれと関係を有しないこと
- (3) その他、理事会が適当と認めた者であること

### (入会条件と承認)

第4条 入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 活動会員として入会しようとする者は、既存の会員1名以上の推薦を受け、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 入会を承認された者は、その通知を受けた日から14日以内に、所定の会費を当法人指定の口座に振り込まなければならない。
- (3) 年会費の納入によって活動会員の権利が行使できるものとする。
- (4) 当該期限内に納入が確認できない場合は、入会の承認は無効となる。

### (入会金及び年会費)

第5条 入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金                      3,000円(2025年度の入会金は無料とする。)

(2) 年会費

活動会員(個人) 10,000円

活動会員(団体) 20,000円

(3) 振込口座 西武信用金庫(1341) 新江古田支店(051)

普通2029362 シャ)ジェイス

口座名義人 一般社団法人ジェイス 代表理事 武田 信子

(4) 会費は、これを返納しない。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員の権利及び義務は次のとおりとする。

(1) 会員の主な権利

- ① 情報の提供を受ける権利:会報、活動報告、イベント案内などを受け取る。
- ② 活動参加の権利:講演会、研修、交流会、会員限定イベントなどへ参加できる。
- ③ 会員は、当法人の議決権を有しない。

(2) 会員の主な義務は以下の通り

- ① 会費の納入義務:年会費は各会計年度(4月1日～3月31日)に1回納入すること。
- ② 規則の遵守義務:当法人の目的に沿った活動を行い、定款その他の規則を遵守すること。
- ③ 名誉保持の義務:団体の名誉を毀損しない、活動の信用を損なわないこと。
- ④ 変更届出義務:住所・連絡先の変更などを報告すること。

(退会及び除名)

第7条 退会の手続きは次のとおりとする。

- (1) 活動会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- (2) 活動会員は、2年にわたり会費の納入がない場合、自動的に退会とみなされる。

希望する者は、再度入会手続きを経て会員となることができる。

(3) 活動会員は、会員の資格を欠くに至ったとき、理事会の決議により除名することができる。

第8条 除名の手続きは次のとおりとする。

(1) 除名とするのは以下の場合とする。

- ① 当法人の名誉を著しく傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。
- ② その他、理事会が会員として不適当と認めたとき。

(2) 除名決定の手続きは、警告ののち弁明機会を与え、理事会で決議する。

(会員名簿の管理と個人情報保護)

第9条 会員名簿については一般社団法人ジェイスのウェブサイトで公表しているプライバシーポリシーに従い、適正に管理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て定めることとする。

附 則 この規程は、令和07年05月21日全部改訂